



6月1日から7日は、水道について理解と関心を深めてもらうための水道週間です。水道は、快適なくらしと社会経済活動を支えるライフライン(生命線)として、とても大切なものです。◆水道水の安全性について 蛇口から出る水道水は、毎日消毒効果を確保するなど衛生的に管理されています。また、定期的に法令に

基づく水質基準検査や放射性物質の検査を行い、安全性を確認しています。給水地域の方は、安全性の確認された水道水を利用してください。◆水道工事の依頼について 各家庭の給水装置は、使用者の管理責任となります。工事等を行う場合は、後のメンテナンス等を考慮し、指定工事業者を選び、工事費用・工法等を確認して契約してください。◆漏水事故についてのお願ひ 道路に埋設されている水道管から水道水が漏れている箇所を見かけたら、左記へ連絡ください。 ※各種申請、料金の支払い等は左記へ

◆水道業務課・水道工務課(水道庁舎内) ☎(25)2100

市民と行政のパイプ役 総務大臣より感謝状



松崎静子氏

行政相談委員として長年にわたり尽力された松崎静子氏(栃木市室町)に、総務大臣から感謝状が贈呈されました。

経済センサス・基礎調査・商業統計調査にご協力を

7月1日現在で、経済センサス・基礎調査・商業統計調査が行われます。全国すべての事業所や企業が調査の対象です。調査の結果は、社会経済の発展を支える資料として広く利用されます。調査票は6月末日までに届けます。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られ、統計以外の目的には用いられることはありません。事業所の皆さんの協力をお願いします。

本 市民生活課 ☎(21)2121

軽自動車税減免申請

車いす移動車等構造改造車をご使用の方、心身障がい者の方は、一定の条件のもと申請により軽自動車税が減免になる場合があります。減免申請受付は5月26日(月)までです。詳しくは左記へ

本 市民税課 ☎(21)2261

市民税額決定通知書・納税通知書を発送します

平成26年度の市民税・県民税額決定通知書・納税通知書を発送します。内容を確認ください。 ◆発送日 6月13日(金) ※「東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成26年度から10年間にわたって、復興特別税として、市民税均等割と県民税均等割がそれぞれ500円増額されます。

本 市民税課 ☎(21)2267

平成26年度児童保育 夏休み利用申込受付

保護者の就労等により、家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、夏休みの期間中のみ児童保育を利用申し込みの受付をします。現在児童保育を利用している方は、改めて申し込みをする必要はありません。詳しくは、本ことも課に問い合わせください。

本 市民税課 ☎(21)2267

平成26年度 第1回 消防設備士試験

◆試験日 9月14日(日) ◆場所 県立宇都宮工業高校(宇都宮市雀宮町) ◆受験資格 ▽甲種(資格が必要) ▽乙種(資格は必要なし) ◆受験料 甲種5千円 乙種3千4百円 ◆申込み 電子申請 7月4日(金)~15日(火) 書面申請 7月7日(月)

本 市民税課 ☎(21)2267

農業者年金受給者の皆さんへ 現況届提出のお願い

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。農業者年金受給者は、期限までに必ず提出してください。 ◆提出期限 6月末日 ◆提出場所 農業委員会事務局・産業建設課および各支所・出張所 ※注意 ・現況届を提出しないと、

本 市民税課 ☎(21)2267

妊婦にやさしい 環境づくりを

マタニティマークは、周りの人におなかに赤ちゃんがいることを知ってもらうためのものです。マークを付けている方を見かけたら、温かい思いやり、気遣いをお願いします。

本 市民税課 ☎(21)2267



国民健康保険からのお知らせ

平成26年度国民健康保険税の軽減措置対象のうち、5割軽減及び2割軽減の対象となる低所得者世帯の均等割額と平等割額に対する軽減判定所得が拡充になります。

2割軽減の基準額

(現行) 基礎控除額 33万円 + 35万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (拡充後) 基礎控除額 33万円 + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) ※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

5割軽減の基準額

(現行) 基礎控除額 33万円 + 24.5万円 × (世帯主を除く被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (拡充後) 基礎控除額 33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) その他の軽減措置は、平成25年度と同様に継続となります。

- 本 市民税課 ☎(21)2263
- 大 税務課 ☎(43)9208
- 都 税務課 ☎(29)1101
- 岩 税務課 ☎(55)7757
- 本 保険医療課 ☎(21)2131
- 藤 税務課 ☎(62)0902
- 西 地域まちづくり課 ☎(92)0304

障害基礎年金の案内

病気やケガで障がいが残ったとき、障害基礎年金が支給される場合があります。

- ◆概要 障がいの原因となった病気やケガの『初診日が65歳未満』の方が、一定の障がいの状態になったときに支給されます。ただし、老齢基礎年金を受給している方は、障害基礎年金の請求ができない場合があります。
- ◆年金額(年額) ○1級障がい 966,000円 ○2級障がい 772,800円 ※障害者手帳の等級とは異なります。
- ◆年金受給要件 初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち保険料の未納が3分の1以上ある場合は、障害基礎年金の請求はできません。
- ◆必ず事前に相談を ご相談の際には、初診日と通院歴をお調べのうえ、年金手帳をお持ちください。初診日が厚生年金期間中又は第3号被保険者期間中の場合の相談先は、年金事務所になります。

- ◆問合先 本 保険医療課 ☎(21)2134
- 大 生活環境課 ☎(43)9216
- 藤 生活環境課 ☎(62)0903
- 都 生活環境課 ☎(29)1102
- 西 生活環境課 ☎(92)0307
- 岩 生活環境課 ☎(55)7762
- 栃木年金事務所 ☎(22)4134

東日本大震災に あたためたいお見舞を ありがとうございます